

平成28年9月定例総会

平成28年9月1日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成28年度第6回土佐清水市農業委員会定例会議事録

1.開催日時 平成28年9月1日(木)午前10時15分から11時40分

2.開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3.出席委員 (11人)

会長	4番	安田	芳秋
会長職務代理者	8番	上野	清吉
	1番	谷岡	孝也
	2番	岡崎	直正
	3番	横山	保幸
	5番	宮上	昌三
	6番	山本	美加
	9番	弘田	好希
	10番	田邊	昌一
	11番	池	俊伸
	12番	中山	巖

4.欠席委員 (1人) 7番 橋 なぎさ

5.議事日程

議案第1号 農地法第3条の申請に係る許可の審議について (1件)

議案第2号 非農地証明の審議について (1件)

議案第3号 その他の件について ①次回開催日 ②その他

6.農業委員会事務局職員

事務局長	文野	喜文
事務局長補佐	上田	統夫
事務局係長兼農業係長	濱田	三幸
事務局主幹	中山	真寿美
事務局主事	谷岡	賢

7.会議の概要

議長

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、9月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告いたします。本日は7番橋委員から欠席の連絡を受けております。

それでは議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 農用法第3条の規定による許可の審議について(1件)
議案第2号 非農地証明の審議について(1件)
議案第3号 その他の件について

の審議についてお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として、1番谷岡委員、8番上野委員の2名を指名致します。

まず議案第1号農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)を議題といたします。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局
(上田)

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可の審議(1件)について、ご説明します。

(議案書に沿って説明)

議案書1ページになります。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。

申請地は、記載のとおり宗呂の1筆で地目が田、面積が832㎡です。所有権移転売買の申請で、10数年前よりこの土地を借りて水稻・オクラなどの作付しております。

所在地につきましては、3ページの白線で囲んだ所です。宗呂地区の集落沿いの農地です。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、1・2ページに記載してあるとおりです。農地法第3条調査書について、8月12日に田邊農業委員が現地調査を行っています。したがって、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

只今の説明に関して、田邊委員より補足説明がありましたらお願いします。

10番
田邊委員

譲渡人の両親は亡くなっており、譲渡人は、現在加久見に居住しています。

議 長

以上で担当委員・事務局の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

2 番
岡崎委員 調査書で譲受人は全て耕作していることになっているが、実際そう
なっているのか。

10 番
田邊委員 耕作地の一部に梅を植えたりしている所もある。

2 番
岡崎委員 宗呂下で田を一つ作っているが、隣の田を所有している譲渡人は水
稲を作っていない。草が生えている。

事務局
(濱田) 草刈りなどで維持管理はしている。農地台帳を基に現地を見に行
った結果、耕作の判断基準に合致していると考えています。

2 番
岡崎委員 ぜひ水稻を作るように言って欲しい。

議 長 そのような指導もお願いします。

他に質疑はございませんでしょうか。
 ・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。
議案第1号農地法第3条の規定による許可の審議について(1件)をお諮りしま
 す。申請のとおり承認する事に賛成の方は挙手願います。

挙手全員であります。よって本件は、許可といたします。

それでは、**議案第2号 非農地証明の審議について**、現地確認を行いました
 た①、②、③番の農地を除く④、⑤番について最初に議題といたします。事務
 局より説明を求めます。

事務局
(中山) それでは、**議案第2号 非農地証明の審議について**、申請番号9番の5
 筆のうち、④、⑤番の農地についてご説明いたします。

(議案書に沿って説明)
 以上の2筆につきましては、議案書に記載のとおり状況となっており、今
 後農地への復旧は困難な状況で土佐清水市非農地基準に照らし、証明書交
 付は妥当と思われま。また、本日地区担当の橘委員が欠席されています
 が、この2筆については、農地として利用されなくなってから相当の年数
 が経過していると思われ、現況も山林・公衆用道路となっていることから、
 農地への復旧は不可能であろうとのご意見をいただいております。
 事務局からは以上です。

議長 以上で事務局の説明が終わりました。
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

12番
中山委員 7ページの④については、藪になっている。

事務局
(中山) ⑤の場所は舗装されている部分です。公図上所在の特定ができないため閉鎖公図及び国土調査成果により場所を推定しています。現況は公衆用道路と推察されます。

2番
岡崎委員 畑ではないということですね。

事務局
(中山) そうです。

3番
横山委員 登記簿には残っているのか。

事務局
(中山) 残っています。

2番
岡崎委員 公衆用道路なら税金はかからない。自分もこのような土地がある。

議長 他に質疑はありませんか。

議長 ~ なしの声 ~

議長 ・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り、以上の2筆についてお諮りいたします。申請番号9番の④、⑤番の農地について非農地証明書を交付することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。よってただ今審議を行った2筆については、非農地証明を交付することといたします。

引き続き本日現地確認を行った申請番号9番の①、②、③番について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、ご説明いたします。
(議案書に沿って説明)

申請地の現況は、本日の現地確認で見て頂いた通りとなっており、申請人によりますと耕作者不在や耕作不適により20年以上耕作されていないとのことです。先立って地区担当の橘委員、事務局、申請者の代理人(申請者の姪)とで現地確認を行いました。

①の農地については、田として利用するには狭小であり形も三角形で耕作不利な土地であるのは明らかであります。隣地は稲作がされており、定期的に草刈り等されているのか、現況を見て非農地とすることは難しいと判断し、所有者にもその旨説明をしております。

②及び③の農地についても耕作者不在などの理由から、20年以上耕作されていないとのことで、一部他の土地との境界付近に木が生えていることを確認しましたが、全体的な状況としては雑草の繁茂に留まっております。

本日の現地確認の結果もふまえ、機械の浸入も可能なため現況を非農地であると判断するには至らず、これら3筆の農地に関しては本申請を却下することが相当であると判断しますが、ご意見をよろしくお願いいたします。

議長

以上で事務局の説明が終わりました。

これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

9番
弘田委員

②③については、荒れてはいるが耕作しようと思えばできる。

議長

他に質疑・ご意見のある委員はいませんか。

～ なしの声 ～

・ ・ 無いようですので、これで質疑を打ち切り採決致します。申請番号9番の①、②、③番の農地について、土佐清水市非農地証明基準のいずれにも該当しないことから却下することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よってただ今審議を行った3筆については非農地証明願を却下することに決定致しました。

次に、次回開催日についてであります。

10月定例総会の開催日については

日 時:10月4日(火曜日)

時 間:午前10時

場 所:土佐清水市役所 第1会議室といたします。

よろしいでしょうか。

～ 異議なしの声 ～

その他なにかございませんか。

事務局
(上田)

まず県農業会議から求められています「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見のアンケートについて、みなさんのご意見を基に集約し提出したいと思っております。よろしく申し上げます。

議長

それではまず1の「担い手への農地の集積・集約化について」意見を募ります。

2番
岡崎委員

各地区の区長とかは「農地中間管理機構」の制度を知っているのか。宗呂では集落営農組織があり、昨年度、集積できた。

事務局
(濱田)

各区長には説明していません。平成26年度よりこの制度が始まり市の広報等では周知をしています。また、具体的に地域集積協力を考えている地区では説明会を開いています。これを目的としない場合でも、貸手・借手がいれば相談に乗っています。しかし、所有者全ての方に理解して頂いていないので、周知しきれていない事も事実です。

2番
岡崎委員

区長とかには周知は必要。個人個人の貸し借りは難しい。

議長

大岐は知人同士で貸し借りがスムーズにできている。

2番
岡崎委員

たぶん他の地区も大岐と同じ。中間管理機構を知らないと思う。宗呂・下川口では市役所に説明に来てもらいスムーズにいった。昨年度は10ha行い、200万円の集積協力をもらった。

3 番
横山委員

下ノ加江は集落営農の取り組みに興味がある。中間管理機構は知らなかった。

議長

これからは中間管理機構との連携を強化する旨の回答としたいと思います。

次に2の「耕作放棄地（遊休農地）の発生防止と解消について」。

今日の現地確認で非農地にならなかった場所についても岡崎委員の言われるように平ノ段の集落営農に管理してもらうなどしたらどうか。また表彰をもらった昨年度の「菜の花プロジェクト」、今年の「もち米プロジェクト」などは続けていければいいと思います。

3 番
横山委員

放棄地は生産性の悪い場所、山間部の鳥獣被害のある所。そこに鳥獣被害のならないミシマサイコなどの薬草を植えたらどうか。

12 番
中山委員

昨年度、加久見で薬草をしたが田では難しい。鳥獣被害のある山間部ではシキミ・サカキなどしかないのではないか。多く作らなくてはいけない。

議長

お金になるものにしなければいけない。JAなどの販路が必要だが...

12 番
中山委員

事務局に耕作放棄をする連絡はあるのか。

事務局
(濱田)

ごくまれにあります。年に1～2件。中間管理機構に出せる場合は紹介する。機構に出すのは受け手がある場合のみ。そうでなければ機構が受手が出るまで草刈りをしなくてはならない。中間管理機構制度は借手がいる場合のみ機能します。しかし、県農業公社はホームページで紹介してくれる。

12 番
中山委員

個々の農家は高齢化・中山間が理由で借手を探しているが、借手を見つけれない。区長・農業委員・事務局で中間管理機構に紹介できるシステムにすればいい。農家に機構制度を知らせることが大事。

5 番
宮上委員

高齢化で農業が廃って行っている。

12 番
中山委員

どこの場所が作れるかどうか分からなかったら放棄地が増える。それを知らせまとめる事が必要。個人同士ではだめ。各部落でまとめてはど

うか。

2 番
岡崎委員

中山間・水がない所などの耕作不利地は受手がいない。有利地は作り手がいる。有利地を放棄地にしないことが大切。農地がなくなれば集落がなくなる。珠々玉は3軒しかない。

議長

部落でまとめて中間管理機構に持って行く。

12 番
中山委員

今日、現場視察で見たように、田の近くが耕作放棄地となっている。そこら辺から考える必要がある。

議長

次は3.「新規参入の促進について」です。

12 番
中山委員

新規参入者の応募はあるのか。

事務局
(濱田)

本市もホームページで募集をしているが、I ターン者の電話相談が年間5名しかいなかった。県は窪川の「あぐりスクール」で体験指導をしている。

12 番
中山委員

地区の高齢化が進んでいる。窪津の人が加久見に相談しに来た事があった。布の〇〇さんが菜花を作っている。

3 番
横山委員

補助金のある時はいいが、なくなると辞める。今の農家の所得が増えれば魅力に感じると思うが...。なかなか若者が農業をしない。

6 番
山本委員

農業を始めて17年。7人の研修生が来た。2人が国の補助金を利用し、5人が今も続けている。そのうち4人が農業だけで生活している。他は生活費があるので兼業農家になっている。ラッキョウ・菜花で1年目で300万円収入があった人もいたが、機械を買っているなのでその返済がある。

議長

理想だけではだめ。生活できないといけない。

6 番
山本委員

農業は厳しい。覚悟がいる。軽い気持ではいけない。

事務局長

やる気のある人の受け入れ体制作りが大切。

12 番
中山委員 どこに遊休農地があるか調べるのが大切。津呂にもいい畑がある。所有者と行政が知っていないといけない。

6 番
山本委員 パソコン、ネットで見られるようになればとても便利になる。

事務局長 努力はしている。人とお金がかかる。これまではしていなかったが、これからはデータ化も考える必要がある。

12 番
中山委員 難しいのであれば地区を限定してやればどうか。

事務局長 そう、モデル地区を作る方法もある。

議長 地域おこし協力隊の方が大岐でサトウキビを作っている。協力したい。下ノ加江の砂地も紹介した。

12 番
中山委員 農業だけで生活するのか。

議長 サトウキビ・菜花だけでは生活できないので、兼業でするみたいです。

5 番
宮上委員 その方は本市に残る希望を持っている。色々、兼業でしている。

3 番
横山委員 そんな人を応援せんといかん。

事務局長 このアンケートは、会長が毎月農業会議に行くので取り上げてくれる。

議長 事務局できちんとまとめておいて下さい。アンケートの件はこれで終わりとなります。

事務局
(上田・濱田) 続きまして、農業会議による 9 月 28 日四万十市での「農業委員全員研修会」の件です。原則、全員参加でお願いします。お配りしています「農業必携」を持参して行って下さい。女性委員は午前中に「ネットワーク地区別交流会」があります。

6 番
山本委員 了解しました。

事務局
(上田)

次に「中国・四国ブロック女性農業委員研修会」が11月28・29日に高知市であります。詳細については今月中旬頃に連絡が来ます。

8月23日に「幡多地区農業委員会協議会・総会」が黒潮町であり、会長・事務局長・私が出席しました。会議で、本市の会長が8月から翌年の7月までの間、県農業会常設審議委員となりました。また、5月には全国農業委員会会長大会が東京であり、会長が出席します。

議長

8月末に早速、審議会がありました。3,000 m²以上の転用の可否についてなどを審議しました。法改正で4月1日以降は農業会議の権限が少し弱くなりましたが、県に答申ができます。県の担当課長も来ていて、理想ばかり言っていてはダメで県が直接農業者に指導すべきではないかと課長に意見したところです。

議長

その他なにかございませんか。

・ ・ 無いようですので、以上で定例総会すべての議事審議を終了とし、本日の会議はこれをもって閉会とします。